

府中市公契約条例の在り方等検討委員会の設置等に関する規則

令和6年10月10日

規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）第2条第2項の規定に基づき、府中市公契約条例の在り方等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 公契約条例の在り方等に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 労働者団体を代表する者 2人以内
- (3) 事業者団体を代表する者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱のあった日から令和7年10月14日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年10月15日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、第4条に規定する委員の任期が満了する日限り、その効力を失う。